

加須市小規模契約希望者登録要領

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する小規模な契約について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録できる者)

第 2 条 登録できる者は、加須市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。以下同じ。)を有する者とする。この場合において、法令の定めによる登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を要するものを除き、希望業種・建設業の許可の有無・経営組織・従業員数等は問わないものとする。

(登録できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録できないものとする。

- (1) 加須市内に主たる事業所を有しない者
- (2) 市が発注する小規模な契約を締結する権利又は義務を有しない者並びに破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 22 年加須市告示第 8 号)に規定する資格者名簿に登載されている者
- (4) 加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成 22 年加須市告示第 9 号)に規定する資格者名簿に登載されている者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(登録の方法)

第 4 条 登録を希望する者は、小規模契約希望者登録申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、必要な資格、許可等を必要とする業務の場合は、その写しを添付するものとする。

(登録の受付)

第5条 登録の受付は、随時行うものとする。

2 登録の受付窓口は、総合政策部管理契約課及び各総合支所地域振興課において行い、郵送による申請は認めない。

(申請業種の区分等)

第6条 登録を希望する業種は、別表に規定する業種区分表の業種の中から選択するものとし、最大5業種まで登録できるものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録日からこの制度が存続する期間までとする。

(登録者の取り扱い)

第8条 市は、登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、加須市小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載し、全庁に周知するとともに、一般にも公開（閲覧）して該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。この場合において、加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程又は加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく資格者名簿に登載されている者の見積参加を妨げるものではない。

(対象となる契約)

第9条 対象となる契約は、内容が軽易で、その履行の確保が容易であると認められる契約のうち、その契約金額が1件50万円以下のものとする。

(契約保証金)

第10条 登録名簿に登載された者との契約締結に際しては、加須市契約規則（平成22年加須市規則第57号）第7条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(登録事項の変更等)

第 1 1 条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったとき、事業を中止又は廃止したときは、小規模契約希望者登録変更・廃止届(様式第 2 号)により、その旨を速やかに届けなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の加須市小規模契約希望者登録要領(平成 12 年 7 月 1 日施行)、騎西町小規模契約希望者登録要領(平成 11 年騎西町告示第 82 号)、北川辺町小規模契約希望者登録要綱(平成 12 年 6 月 1 日施行)又は大利根町小規模契約希望者登録要領(平成 12 年 6 月 1 日施行)の規定により審査を受け、合併関係市町に登録されていた者は、この要領により審査を受け資格者名簿に登載された者とみなす。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。